

「マイナンバー制度」と金融所得課税

森信茂樹◎中央大学大学院法務研究科教授

はじめに—番号制度と金融所得課税

マイナンバー法が成立し、2016年から、住民基本台帳に基づく番号を国民一人ひとりに割り振って、年金、医療、介護保険、福祉、労働保険、税務の6分野で番号制度の活用が始まる。すでにわが国を除く先進諸国は、IT時代に不可欠な番号というツールを活用して、効果的で効率的な行政を展開しており、遅ればせながらわが国もその仲間入りしたということであろう。

本稿では、税務における番号の活用と金融所得課税の問題を論じてみたい。その際の問題意識は、番号というツール、課税インフラが導入される際、それを活用して、利子所得をはじめとする金融所得に対する現行課税制度をどう変えていくべきかという点にある。

番号と資料情報制度

番号というのは、正確な所得を把握するためのツール、つまり課税インフラである。これを活用することにより税務当局は、「本人」と「取引の相手」双方から税務署に集まってくる情報を効率的・効果的に突合（マッチング）することができるようになる。

現在当局に集まる資料情報（法定調書、支払調書）は、給与所得や年金の源泉徴収票、報酬などの支払い調書に加えて、証券投資信託収益の分配金や配当の支払い、一回当たりの譲渡対価が30万円超の株式譲渡などがあり、すべて所得税法など法律で義務が課せられている。税務当局は、給与支払者、事業会社、証券会社など取引の相手方から税務署に提出された情報と、本人が税務申告する情報とを突き合わせて正確な所得の把握に努めているのだが、氏名・生年月日などによる情報のマッチングでは、コンピューターに載らない外字の存在や入力ミスなどにより、必ずしも効率的・効果的に行われているとはいえない。今後は番号で行うこととなるので、正確性とスピードが飛躍的に向上することになる。これが正確な所得把握に向けての番号の第1の効果であり、この点に番号の課税インフラとしての大きな意義がある。

しかしこれだけでは、正確な所得の把握という目的を達成するには十分とはいえない。より有効性を高めるためには、取引の相手方が税務署に提出する資料情報の範囲を拡大する必要がある。政府税制調査会のこれまでの議論に鑑みると、今後範囲をどこまで広げていくのかという点については、番号制度を導入している国を参考にしながら検討していくことになろう。

諸外国の資料情報制度（個人）

		日本	アメリカ	イギリス	オランダ	スウェーデン	
納税者番号		×	○	○ ^(注3)	○	○	
フロー	金融所得	利子	×	○	○	○	
		配当	○	○	○	×	○
		株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×	
	給与所得	○	○	○	○	○	
	不動産譲渡	○	○	○	○	○	
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	不明	不明	
	海外送金	○	○	×	不明	不明	
ストック	金融資産	預貯金口座開設	×	△	×	○	
		株式保有	×	×	○		
	不動産	×	×	×	○	×	
	貴金属	×	×	×	不明		
	海外資産	×	○	○	不明		

- (注1) 源泉分離課税
- (注2) 記録保存義務あり。当局から要請があれば開示。
- (注3) イギリスにおいては、納税者番号制度はないが、国民保険番号（National Insurance Number）が税務目的に一部用いられている。法定資料提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
- (注4) 銀行の支払利子である。
- (注5) 株式の報告対象は売却価格である。ファンド（投資信託と思われる）についてはキャピタルゲインが報告対象である。
- (注6) 銀行は1月1日時点の貯蓄残高と株式保有情報を報告する義務がある。
- (注7) 報告対象はいずれも売却価格である。
- (注8) 2008年を最後に富裕税が廃止されたことから、貯蓄残高等、従来報告対象とされていた情報の提出義務がなくなった。
- (出典) 財務省、OECD "Tax Administration in OECD and Selected Non-OECD Countries: Comparative Information Series" (28 January 2009) 及びヒアリング

「マイナンバー制度」への期待と課題—税制と税務への影響—

● 利子所得と課税制度

諸外国の税務当局は、番号を活用してどのような情報を収集しているのか、比較したのが図表である。

これをみると、わが国が利子所得について何ら情報を求めていることが特徴的である。そこで、利子所得を資料情報制度に載せるかどうかということが大きな課題となる。

利子所得について資料情報を徴していない理由は、納税者のいかににかかわらず一律に支払い段階で20%の課税がなされる一律源泉分離課税制度が原則となっていることによ

る。これは、「利子所得の発生の大量性、その元本である金融商品の多様性・代替可能性といった利子所得の特異性を踏まえ、課税の費用面、手続面等からの諸制約をも考慮して採られた制度」⁽¹⁾と説明されている。

ここで、預貯金・公社債の利子の課税方式の推移についてみてみよう。新たに所得区分が設けられたのは明治32年で、その際の課税方法は源泉分離課税であった。その後、課税方式や税率についてはさまざまな変遷を経るが、戦前・戦後期のわが国所得税は、利子所得について総合課税と源泉分離課税の選択を認めるものであった。昭和25年のシャープ税制では、源泉分離選択課税が廃止され総合課税に一本化されたが、その後資本蓄積の必要

性などから、翌年には源泉分離選択課税に復帰、その後は、総合課税を原則としつつも、源泉分離課税選択制が採用され、更にマル優制度などの非課税措置も導入された。そして昭和63年の抜本的税制改革時に、利子所得非課税措置を原則廃止して、源泉分離課税への原則化が行われた。

シャープ勧告以降のわが国の金融所得課税については、次のような要約が行われている。「戦後、わが国では資本不足の時期が続いたことから、金融システムには、産業への安定的かつ効率的な資金供給が求められた。金融所得課税についても、シャープ勧告を受けて利子、配当、株式等譲渡益の総合課税が実施された戦後の一時期はあったものの、利子非課税貯蓄制度が存在していたことや、株式等譲渡益が原則として非課税となっていたことなど、多くの金融所得が課税ベースから外れた状態が続いていた。戦後の日本経済の発展に即して顧みれば、このことは、産業界への安定的な資金供給のための資本蓄積に資したものであったと考えられる。」⁽²⁾

その後も利子所得の課税方式については、包括的所得税理論を理論的支柱とする総合課税化を求めるかどうかについてさまざまな議論が続けられた。具体的には、平成4年11月、政府税制調査会利子・株小委報告書で「基本的には総合課税制度を目指すべきであると考えられる。」としつつも、本人確認・名寄せを確実に行うツールがないのでできないこと、総合課税のもとで利子所得に限界税率が適用されると資金逃避が生じうること、申告制度になると実務がついていけないことの3つを理由にあげ、「現行の分離課税を評価できるのではないか」とした。

金融ビッグバンを踏まえて議論が行われた平成9年12月の政府税制調査会金融課税小委員会報告書では、総合課税を理想としつつも所得の把握体制が整備されていない現状で

は、実質的公平性を確保する観点から分離課税が行われてきたという理由に加えて、最適課税論や二元的所得税を取り上げながら、「むしろ分離課税を望ましい税制として評価する意見があった。」としている。

IV 金融所得一体課税

平成15年6月の政府税制調査会中期答申「少子・高齢社会における税制のあり方」では、金融所得の「今後の課税のあり方については、簡素かつ公平で安定的な制度の構築を念頭に、金融商品間の中立性を確保し、金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである。」と明記された。それを受けた平成16年6月15日税制調査会金融小委員会は「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」を公表、その中で、従来論での総合課税論を述べた上で、「水平的公平を重視する立場や、最適課税論の立場から、むしろ分離課税を望ましい税制として評価する意見があった。」とし、「今後、納税者番号制度の検討状況をも見ながら、金融関係税制の在り方にかかわる基本的問題として議論を続けていくことが適当である。」とした。

同時に、「金融商品に対する所得課税の在り方」として、金融所得の間で課税方式の均衡化を図ることと金融所得の間で損益通算を行うことを内容とした金融所得課税の一体化を進めていくことが、「貯蓄から投資へ」の政策的要請にかなない、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点からも望ましいとし、一体課税化は「現行の分離課税制度を再構築するものである」と位置付けた。金融商品間の課税の中立性、一般投資家に簡素でわかりやすい税制の構築、投資リスクの軽減などをその理由に挙げている。

このように、利子所得を巡る議論は、「分

「分離課税か総合課税か」という論点から、分離課税を前提としつつ、「金融所得全体を一体的に課税（分離して一律の税率で課税し、その中で損益通算を認める）する」ことに重点が移り、以降は、一体課税化をどう進めていくかということが議論の中心となっていた。具体的には、平成21年からは上場株式等の譲渡所得と配当所得等の損益通算が可能となり、後述するように平成28年からは、一般投資家の金融商品である国債・地方債・公募公社債などを特定公社債としてくくり、その利子所得も一体課税化されることとなったのである。

その背景には、利子・配当・株式譲渡益等の金融所得の課税方式を効率的なものにすることにより、貯蓄・投資を経済成長につなげていきたいという観点から、分離して比較的低税率で課税することが世界の税制改革の潮流となっているという現実がある。90年代に始まった北欧諸国の二元的所得税、2001年オランダのボックス課税、2009年ドイツの金融税制改革がその具体例である。総合課税に最も熱心ともいべき米国も、現在配当や株式譲渡益については0%か15%の二段階課税をとっており、完全な総合課税は放棄している。

このように、わが国の金融所得課税制度は、総合課税化の事実上の放棄、金融所得一体課税化の推進という国際的な流れに沿った動きをしてきた。今後残る大きな課題は、利子所得の一体課税化であり、特定口座制度を活用して進めていくためには利子所得の源泉分離課税から申告分離課税への改正が課題となるのである。その先駆けともいべき動きが、前述した平成25年度税制改正における特定公社債等の利子等への源泉分離課税から申告分離課税への変更、譲渡益・償還益についての非課税から申告分離課税への変更、上場株式等の配当・利子所得との損益通算を可能にしたことである（平成28年より適用）。税率は

いずれも20%（所得税15%、住民税5%）である。なお注（3）参照。

利子所得情報を国家が入手することの意義

利子所得を資料情報制度に組み込み、番号を付して国家が情報を入手することの意義は、金融所得一体課税を進めていくことだけにとどまらない。わが国の行政において、利子所得の情報を求める局面はいろいろと出てくると考えられる。

例えば消費税率引き上げの際の低所得者対策として給付、あるいは給付付き税額控除を行うこととなった場合、所得は低いが預貯金が多くある者は対象から排除する必要が出てくる。諸外国でも社会保障給付の適用にあたって、一定以上の金融資産を持つ者を排除することが一般的で、そのためにはフローの金融所得かストックの情報が必要となる。低所得者に対するさまざまな社会保障を、ピンポイントで効果的に行うためには、わが国でも同様の制度設計が必要であり、この点に利子所得の名寄せが可能になるように源泉分離課税から申告分離課税に改める必要性が認められる。

ここで利子所得に加えて預貯金の残高情報（ストック情報）をも入手すべきだという意見について考えてみよう。これに関する諸外国の制度をみると、その国の税制と深く関連していることがわかる。

スウェーデンは、これまで資産税（富裕税）が導入されていたので、預金残高情報を番号付きで税務当局に報告させていた。しかし2008年に富裕税を廃止、これに伴い報告させる制度を廃止した。逆にオランダは、2001年にボックス課税という資産残高をベースとした税制を導入したので、これに伴い預金残高情報をとる必要が生じた。このように、残高

情報を取るかどうかという点は、その国の税制と密接に関連している。

わが国では、預貯金残高を直接の課税ベースとする所得税制は導入されていない。他方で、相続税の観点からのストック情報を入手すべきという意見は予想される。民主国家である以上、何でもかんでも所得把握に必要な情報は国家が入手すべきということは避けなければならない。節度を持って先進諸国の状況を勘案しながら範囲を広げていくというバランスのとれた議論を行うことが必要だろう。

● 特定口座制度の活用と番号

金融所得の一体化を進めていく上では、特定口座制度を活用していくことが不可欠である。金融機関に開設された一定の要件を満たす口座（特定口座・源泉徴収あり）を通じて売買された金融商品の金融所得について、金融機関が損益通算を行った後源泉徴収を行い、投資家は申告不要となり納税が完了する仕組みは、所得捕捉の確実性、簡索性、徴税の効率性等さまざまなメリットを持つ優れた課税インフラである。

*

*

*

【参考文献】

- ・拙著 日本の税制 岩波書店 2010年
- ・金融税制・番号制度研究会報告書(各年)(<http://www.japantax.jp/>から入手可能)
- ・森信・岸田・藤曲 「金融所得一体課税を読み解く」【税務弘報】61巻7号, 2013年7月号

【脚注】

- (1) 平成16年6月15日税制調査会金融小委員会「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」。
- (2) 平成9年12月税制調査会金融課税小委員会報告書。
- (3) 平成22年度から24年度まで政権を担当した民主党の政策について付言しておきたい。民主党は、「政策集・インデッ

現在、複数の金融機関（例えば、銀行と証券会社に一つずつ）に特定口座を保有している者が金融機関をまたいで損失繰越や還付申告をする場合には、各金融機関からの年間取引報告書を取り寄せ納税者自身が計算を行い、税務申告する必要がある。利子所得の一体化が進むと、このような事例が増加するので、特定口座が持つ申告不要という利便性が損なわれてしまうことになりかねない。税務当局にとっても、申告事務負担増につながるため、何らかの対応が必要となる。

そこで、複数金融機関に特定口座を保有している納税者が、口座をまたいだ損益通算、損失繰越、還付申告を現行通りの簡単な手続きで実施することができるシステムを構築する必要がある。このシステムには、本人確認・名寄せを確実にを行うために番号を活用することが有用である。

このシステムは、税務当局にとっても申告事務が自動化され事務負担の軽減につながることや、保有する情報は高い機密性が求められることから考えて、税務当局に創設することが必要である。この点、筆者が座長を務める金融税制・番号制度研究会が「金融所得確認システム（仮称）」として具体的なアイデアを公表しているので参照ありたい。

クス2009」の中で金融所得課税について、「本来すべての所得を合算して課税する『総合課税』が望ましいものの、金融資産の流動性等にかんがみ、当分の間は金融所得については分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大することとします。証券税制の軽減税率については、経済金融情勢等にかんがみ当面維持します」と記述、政権獲得後の平成22年度税制改正大綱では、「本来、全ての所得を合算して課税する『総合課税』が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。」としていた。